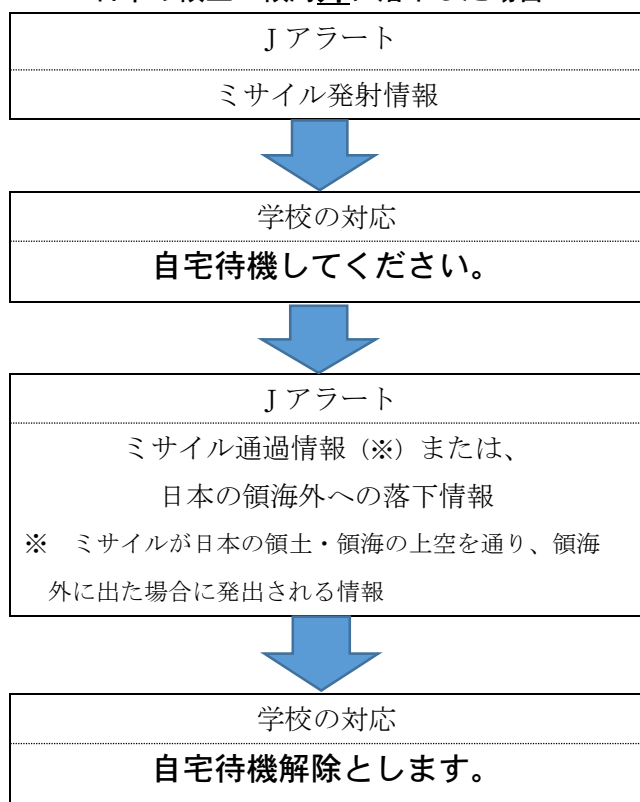


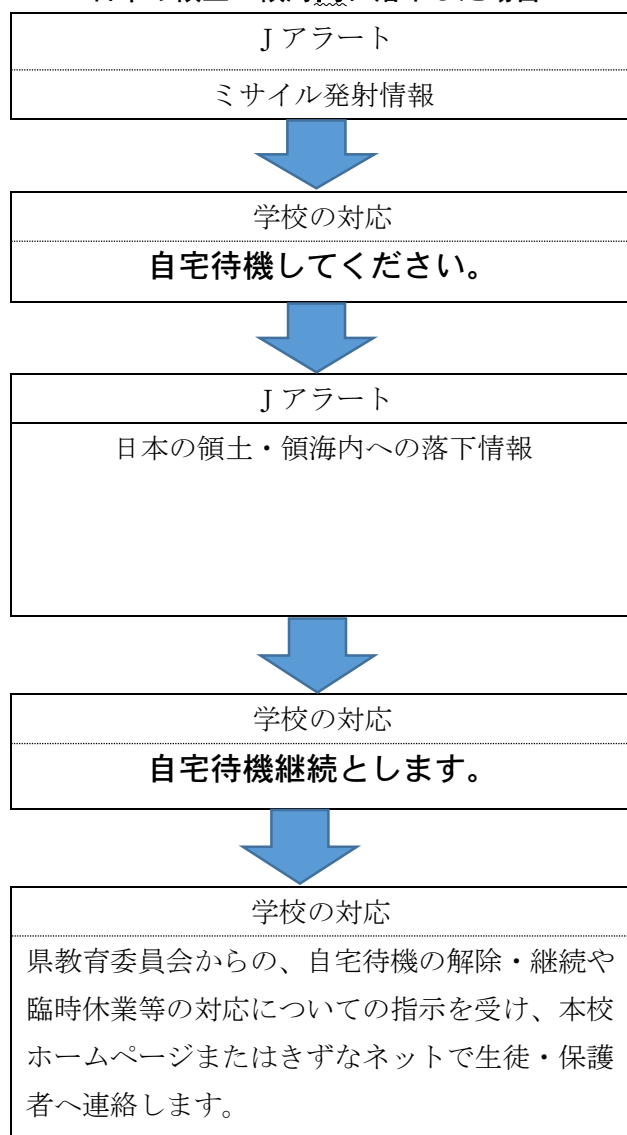
Jアラートの緊急情報が発信された場合の授業の取扱い等について

1 登校前

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



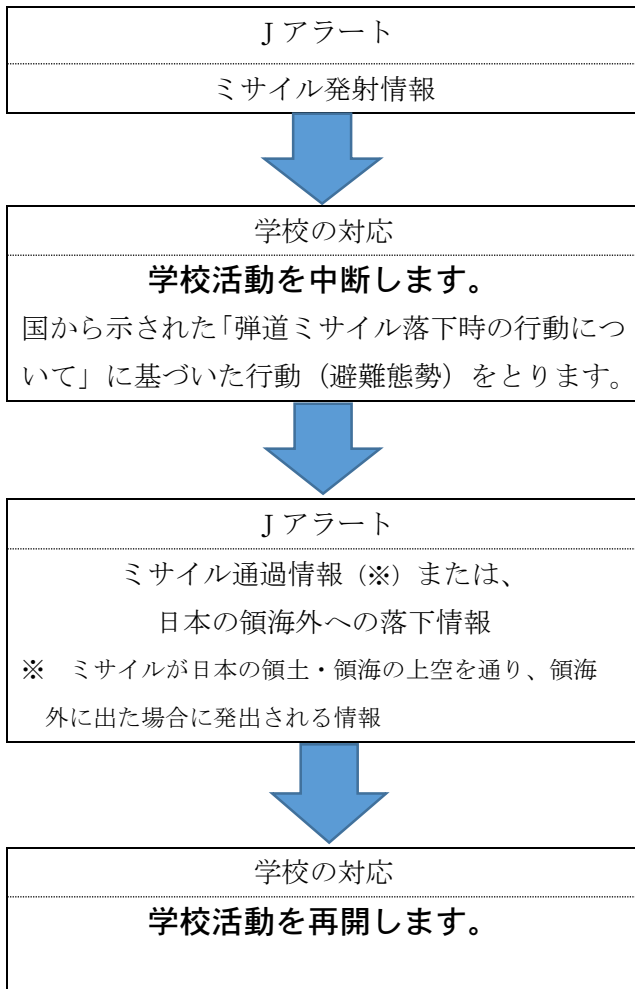
(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



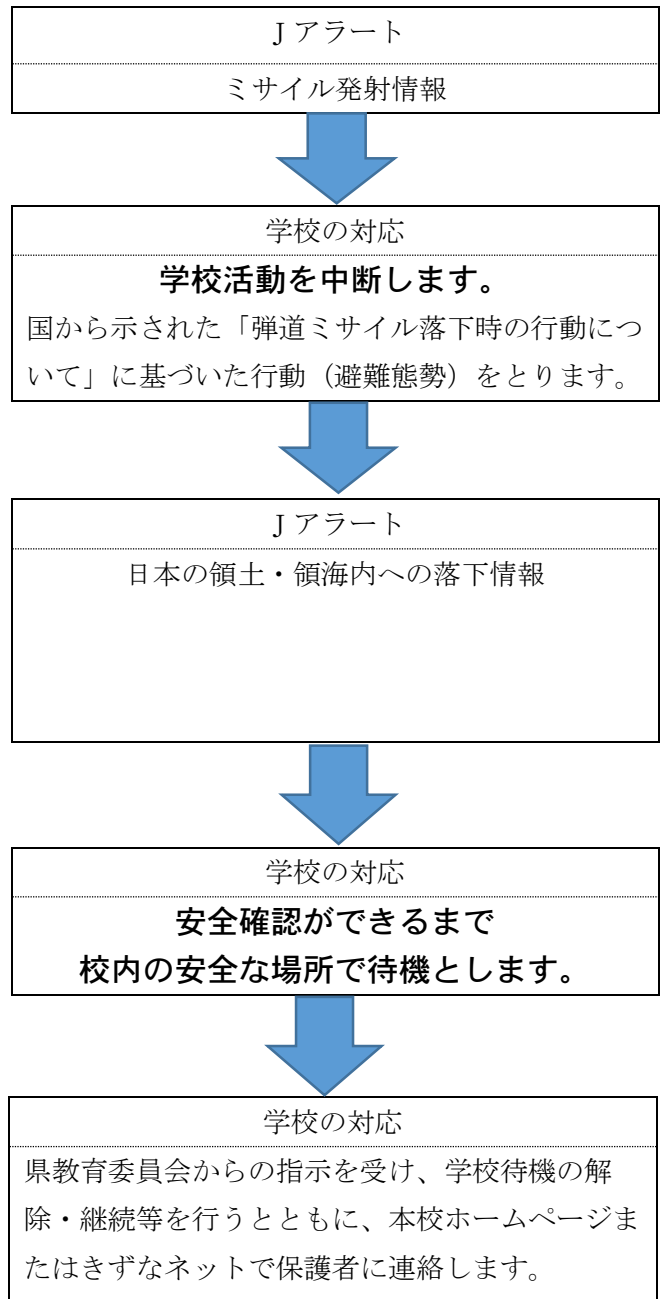
注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として平常どおり授業等を行います。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、自宅待機、臨時休業等の措置を指示することがあります。

2 学校活動中

(1) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海外に落下した場合



(2) Jアラートの情報が発信され、ミサイルが日本の領土・領海内に落下した場合



注：日本の領土・領海内にミサイルが落下したが、愛知県にJアラートの情報が発信されなかった場合は、原則として引き続き授業等を行います。ただし、県教育委員会が必要と判断した場合は、安全な場所での待機等の対応を指示することがあります。